

平成18年（行ウ）第185号、平成19年（行ウ）第90号・第224号

自己申告票提出義務不存在確認等請求事件

原告 ○○ ○○ 外93名

被告 大阪府

## 原告第9準備書面

2008年（平成20年）2月1日

大阪地方裁判所 第7民事部合議2C係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二 三 夫

同 弁護士 中 島 光 孝

### 記

#### 1. はじめに

(1) 今般松山大学人文学部大内裕和教授から意見書（甲36）の提出をうけ、同意見を参考にしながら、従来の原告らの主張を補充する。

原告らは、本件システムに基づく、自己申告票の提出義務がないこと、そして、その提出をしない者に対して課せられる給与上の不利益を受けないこと、既に、不利益を受けている未払勤勉手当分については金銭の給付請求をしていること、これらを本訴訟において求めている。

(2) 本件システムと自己申告票提出義務との関係で規定されている条文は、「評価・育成システム実施要領」（平成16年4月16日制定）第4 手続き1項「職員は、自己申告票を作成し、育成（評価）者に提出するものとする」との規定であるが、そもそも、同「要領」は法規範性を有さず、したがって法的義務を定めることはできない。

もし、上記要領の条文が「義務を定めている」として法的効力があるとすれば、同条文の部分は無効であり、上記要領の一部無効である。無効の原因はこれまで詳しく述べてきたように自己申告票を提出させることは教育に対する「不当な支配」をもたらすものであること、そして、この点に加わる補充主張として、大内教授の憲法26条違反及び、教育基本法6条違反から導き出される無効原因がある。この点について本書面において主張する。

(3) もうひとつ、自己申告票を提出しない事による給与上の不利益の問題について、その給与体系上の問題や地方公務員法第40条、及び国家公務員との均衡上からくる人事院規則違反という独自の問題については第8準備書面において詳論したが、自己申告票提出義務との関係でいうと、不利益を課すことによって提出を強制する制度としても、「昇級の取扱いに関する要領」「勤勉手当の取扱いに関する要領」のいずれも第5条1項二号、3項の部分がいずれも無効であり、これら「要領」の一部無効を主張しているが、この点は、憲法26条及び教育基本法6条との関係では、もっぱら自己申告票の提出を「強制」するファクターとして位置づけられる。

以上整理した上で大内教授の意見を参考にして憲法26条及び教育基本法6条を根拠とする提出義務不存在を論ずる。

#### 2. 憲法26条と自己申告票の提出義務不存在

## (1) 生徒の「ひとしく教育を受ける権利」の侵害

### (イ) 子ども不在の目標設定

子どもの「教育を受ける権利」や「学習権」を尊重するためには本件システムで校長の定める「学校教育目標」は子どもたち自身の意思や子どもにとっての必要性が十分に反映されていなければならない。しかし、本件システムにおいては、このような子どもの必要性が反映されるべき制度にはなっていない。なっていないばかりか、現実の子どもの状態や、子どもの必要性などとは全く接触のない教育行政機関の「上から」設定される目標という形をとっている。その具体的内容は、第5準備書面で詳述したように、各校長は事前に府教委に「自己点検票」を提出し、府教委の点検を受けた上でその自己点検票から自己申告票に抽出するという形で、なされ、その校長の定めた目標に従って各教員が自己目標を設定して、それについて校長の面談をうけて評価されるという形であり、正に「上意下達」の方式による教員支配、教育支配がなされている。

したがって、そもそも、その出発時点で子ども達は疎外されており、教育を受ける主体が、その教育目標の設定に権利者として扱われていない制度であって、はじめっから「ひとしく教育を受ける権利」などないがしろにされている。

子どもの教育を受ける権利から出発するならば、その目標は対象である子どもの状態から生成されるものである。教員の出身者で、児童文学者となった灰谷健次郎の作品に感動して教員を志した人達も多いが、例えば代表作「兎の眼」をみてもわかるように、教員の教育方針はその対象の生徒に接してはじめて、その状態の中から教育の課題が生み出されてくる事がありありと描かれている。本件システムによる校長の目標設定は、現場の子どもの状態、特に、4月に新しく入ってくる生徒のことなど何も知らずに、前年度のままの目標を掲げることもあるし、そうでなくても、子どもの現実とはかけはなれた「机上の空論」のごとき目標が設定されたりしており「教育を受ける主体」が排除されている。

これは正に「ひとしく教育を受ける権利」の侵害である。

### (ロ) 特化される教育目標と格差

「ひとしく教育を受ける権利」を有する生徒子ども達は全く多種多様であり、100人100色であって、誰一人として全く他の人と同一という人はいない。このあたり前の教育実践対象に対して、校長の定める教育目標は様々な目標の中から「特化」されたものであるから、その目標に「適合的」な子どももあればそうではないこともある。「適合的でない」子どもにとっては、まともな教育を受けられず、格差と差別の状態におかれることとなり、「ひとしく」教育をうける権利は侵害される。

### (ハ) 教員「評価」のあり方とよりよい教育実践の矛盾

教育目標を自己申告し、その1年間その目標について評価点検をうけるというシステムは、教育の目標を固定化してしまつて流動的な子どもに必要な教育実践を阻害される危険性がある。それと、1年間の期間を区切って評価されるという事は子どもにとってみると、人生の流れの中で発達段階のある一時期の状態に対して教員が「成果をあげよう」と教育実践する場面に遭遇させられる。それは人生の発達の過程で極めて「いびつ」な影響を加えられる危険性すら存在している。

## (2) 生徒の権利侵害と教員の権利・義務

(イ) 以上のように、子どもの教育を受ける権利が様々な場面で侵害されることが明らかであるが、一方、教員はかかる事態に対して自己申告票を提出すべきか否かという問題が生じる。

上述した生徒がこうむる権利侵害は本件システム上、教員の自己申告と評価者の給与反映をとも

なった評価づけというこの一連のサイクルの中で発生する事態である。したがって、子どもの教育を受ける権利を侵害しないためには自己申告票を提出しない事によって守る以外に方法がない。生徒達の憲法26条に基づく権利を侵害しないためには自己申告票を提出しない事がむしろ教員の義務ということもできる（良心の自由との関係で子どもの良心の自由を守るためには、良心の自由を侵害する上司や教育行政の指示命令に対し抗命権があるとの説もある）。

ただ、義務とまでいえずとも、少なくとも、自己申告票を提出しない権利を有しているといえる。

(ロ) 最高裁の旭川学力テスト判決にいうように、小、中、高等学校の普通教育における教員にも「一定の範囲における教授の自由」が保障されているのであるから、上記のように子どもの教育を受ける権利が侵害される事態を自ら専門職として認識しうるかぎり、教員独自の権利として、子どもの権利を侵害しないための教員の権利行使は認められるというべきである。

自己申告票を提出しない権利を根拠づける、まず、憲法上の根拠は憲法26条の子どもの教育を受ける権利の侵害を自ら行わない教員独自の権利であるともいえるし、上記子どもの権利のいわば反射として子どもに対するむしろ義務として自己申告票を提出しないことができるとも根拠づけることができる。

いずれにしても、憲法26条を根拠として、原告ら各教員には、自己申告票を提出しない権利を有するか、あるいは、提出しない義務として提出しないことができる、とも主張できるものであり、前記「実施要領」第4 手続き1に規定された「提出」はそもそも法的義務ではなく、もし、仮に法的義務と解されるならば憲法26条、教育基本法第16条1項、及び、次に述べる教育基本法6条「教育の公の性質」規定に違反して一部無効である。

### 3. 教育基本法6条と自己申告票の提出義務不存在

(1) 教育基本法6条①項は「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、・・・」と規定しているところ、この「公の性質」とは学校教育の公共性を意味している。「公の性質」をもつ学校は、すべての子どもにひとしく教育を行わなければならない。

しかしながら、学校教育目標に特化された教育目標を前提にして、自己申告をなし、それに従って教育実践を行って、給与に反映する形で評価をうけるという形の教育実践は子ども達にひとしく教育を行う義務のある公教育を崩してしまう。

したがって、「公の性質」を有する教育を崩させないようにするためには自己申告票を提出することができない。

(2) 教育の公共性はすべての子どもにひとしく開かれた教育内容によって保障される。多様な子ども達にひとしくその多様な価値の共存が認められ保障されなければならない。

しかしながら、これまで詳しくみてきたように校長の設定するある特定の教育目標に従った目標をもって自己申告票を提出するという教育実践に入れば、目標に特化された教育実践により、多様な価値は認められず、一定範囲の価値が切り捨てられ「公の性質」が否定される。

(3) 教育基本法6条による「公の性質」を学校教育において守り実践しようとするれば、自己申告票の提出を断念し、自らより開かれた教育実践をするしかない。

この点からも原告らは自己申告票を提出する義務を有しないというべきである。

以上、自己申告票の提出義務に関して従来の主張とも合わせてまとめると、自己申告票の提出を義務づけることは、憲法26条、教育基本法16条1項、6条1項に夫々違反するものであって、前記「要領」第4、1項は仮に法的効力を有するとすれば無効である。